

第7回木更津市景観推進審議会 会議録

○開催日時：令和4年10月28日（金）午後2時00分から午後3時30分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：阿部貴弘、依田彩、古田恭司、永野昭、野口義信、吉野寛、酒井康行（田村英記代理）、渡邊優、河原林裕、高橋忠男

木更津市：都市整備部 吉田部長、岸次長

事務局：都市政策課 兵藤課長、林課長補佐、舟實係長、上野係長、二宮主査、手島主任主事、廣瀬主任主事、

○議事及び公開非公開の別

（1）審議会会長の選出

（2）審議会職務代理者の指名

（3）報告

①富士見通りの景観重要公共施設の指定について

②100年後に残したい木更津の景観スポットの作成について

③木更津駅みなと口景観形成重点地区における補助金活用の進捗状況について

全て公開

○傍聴人の数 0名

○会議内容

司会（二宮主査） ただいまから、第7回木更津市景観推進審議会を開催いたします。はじめに、本日の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染症が拡大している中で開催することから、「ウェブ会議」併用としております。なお、本日の傍聴人はおりません。はじめに、吉田部長よりご挨拶を申し上げます。

吉田部長 皆さん、こんにちは。都市整備部長の吉田でございます。本来であれば渡辺市長がご挨拶申し上げますところでございますが、出席がかないませんので、私からご挨拶をさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、景観推進審議会にご出席、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃より、本市の良好な景観形成への推進はもとより、市政各般にわたり、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今回参加の委員の皆様は、令和4年7月1日から2年間の任期でございます。本来であれば、任期日に市長から直接、委嘱状をお渡しすべきところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大の防止を求められていることから、郵送等をもって委嘱状の交付とさせていただきましたので、ご理解いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題は、審議会委員委嘱後、初めての会であることから、審議会会長の選出と職務代理者の指名をいたします。また、報告させていただきますのは、景観重要公共施設の指定および景観スポットの作成に向けての取組みと、昨年度指定しました「木更津駅みなと口景観形成重点地区」における補助金活用の進捗状況の3件となっております。詳細につきましては、のちほど、事務局から説明させていただきます。

きますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

司会（二宮主査） ありがとうございます。本日は、新しい任期となられて、はじめての審議会となりますので、委員のご紹介及び出席職員の紹介をさせていただきます。名前を呼ばれましたら、ミュート解除のうえ、一言ご挨拶いただきますよう、お願いいたします。

—〈各委員挨拶〉—

以上、10名の構成となります、2年間よろしくお願いいたします。次に、市職員の紹介でございます。

—〈市職員挨拶〉—

その他、事務局の職員が数名控えておりますので、会場の皆様におかれましては、機器の使用方法など、お困りの際は会議の途中でもかまいませんので、挙手をするなどしてお申し出ください、職員がサポートいたします。続きまして、資料の確認をお願いいたします。市役所にいらっしゃる方はパソコンを、別会場からご出席いただいております方は、事前に送付した資料をご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。会長が選任されるまでの間、都市整備部長の吉田が、仮議長を務めます。吉田部長、お願いいたします。

仮議長（吉田部長） それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。本日の出席委員は10名のうち10名であり、委員の半数以上の出席を得ておりますので、木更津市景観規則第30条第2項の規定により、会議は成立しております。

はじめに、議事（1）審議会会長の選出についてお諮りいたします。木更津市景観規則第29条第1項の規定により、会長は、委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めるとされております。立候補又は推薦があればいただきたいと思います。

永野委員 阿部委員を推薦いたします。

仮議長（吉田部長） ただいま、永野委員から阿部委員の推薦をいただきました。他に、いらっしゃいますでしょうか？では、候補者が1名でございますので、選挙とはせず、推薦がございました阿部委員に、会長をお願いいたします。

本審議会は、木更津市景観規則第30条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、私はこれで仮議長の職を解かせていただきたいと思います。阿部会長よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長） ただいまご推挙いただきました阿部です。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。木更津市の良い景観が残せるように、ぜひこの審議会で議論をして参りたいと思いますので皆様ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。では、議事を進めさせていただきます。議事2、木更津市景観規則第29条第3項の規定により、私の職務代理者を指名させていただきます。学識経験者の野口委員を職務代理者に指名いたします。

—〈野口委員 承諾〉—

次に、木更津市景観推進審議会会議運営要領第6条の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人については、河原林委員にお願いいたします。

— (河原林委員 承諾) —

それでは、議事(3)報告に入ります。まずは、①「富士見通りの景観重要公共施設の指定について」、担当課から、説明をお願いします。

担当課(舟實係長) それでは、1点目の市の管理道路の「富士見通りの景観重要公共施設の指定について」、説明をいたします。

資料の2頁目からになります。左側の図に「景観重点地区」の範囲を載せております。範囲としては、富士見通りの道路境界から10mの民地側の範囲になります。右側の図には富士見通りの将来イメージを載せております。イメージ図では、建物のセットバックがされている状況で描かれておりますので、20年30年先のあくまでイメージとしてのパース図になっております。また、富士見通り沿道においては、皆さまのご尽力をいただき、令和4年3月において「景観重点地区」に指定することができました。これにより、民地や事業者側の景観形成を決め、取り組んでいるところです。今回は、公共側の取り組みとして、富士見通りの道路施設を「景観重要公共施設」として指定していく予定です。このように富士見通りにおいては、官民お互いに調和した、それぞれの景観形成への取り決めに明確に示すことで、今後の街づくりに対する将来イメージを官民お互いに共有し、景観による街づくりに、取り組んでいきたいと思っております。また、市内での景観への取り組みは、富士見通りを先導的に行っておりますので、富士見通りでの成功例や経験を、今後の地域別での景観づくりに役立てていきたいと思っております。

次の3頁目になりますが、本市の景観計画(H28.3)から、「景観重要公共施設」の候補についての記述を抜粋した資料になります。本市では、現在4箇所候補に挙げており、富士見通りが候補となっているほか、中の島公園、木更津駅東口側のあけぼの通り、その先の太田山公園が候補となっております。富士見通りにおいては、来年度に施設管理者と協議し、再来年度の令和6年度に「景観重要公共施設」に指定する予定です。

次に4頁目になりますが、「景観重要公共施設」について、概要などを説明させていただきます。道路や都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観形成に、重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や、「占用等の許可の基準」を定めることができる、とされております。また、指定にあたっては、施設の管理者の意見を聴くものとしており、各施設管理者と協議を行い、同意を得られたものについて、景観計画に定めていきます。右の表については、国交省の「景観重要公共施設の手引き」より抜粋した表となります。今回は表での、「良好な景観形成に関する方針」と「良好な景観形成のための行為制限に関する事項」について、「道路法による道路」部分における、施設管理者と協議・同意を行います。下の濃い緑枠内になりますが、「整備に関する事項」を景観計画に定めて、施設管理者により「施設の整

備」を進めていただくことになります。また、屋外広告物については、重点地区が実施されたばかりであり、地元商店街の「気軽に始める賑わいづくり」として、統一イメージを持たせたフラッグや看板などに、自由度を持たせて取り組んでいただきたいため、現在は具体的な規制を考えておりませんが、状況を見て取り組んでいきたいと思っております。

次に5頁目において、実際に施設管理者と協議し、「整備に関する事項」として何を定めていきたいかについて、例を挙げております。写真左側は、実際に富士見通りに設置されている道路付帯物になります。車止めや東電の共同溝地上機器の写真になりますが、素材にステンレスや鉄鋼、石材を使用しており、色についても、白や緑などバラバラであり、駅から港までの一連の通りであるにも関わらず、統一感がない状態となっております。そのため、右側の写真、京成千葉中央駅前の「きぼーる通り」の写真となりますが、このように色をメインに道路付帯物等を統一し、通りの一体感を醸し出すようにしていきたいと思っております。

次に、6頁目になりますが、警察との協議内容について記載しております。左側の写真には、富士見通りに既存している指示標識になります。今後、警察との協議において、近接している標識は集約化していただき、支柱を減らしていただきたいこと。また、支柱の色や信号制御盤についても、既存の色ではなく景観に配慮した色に変えていただきたいと、協議したいと思っております。

次に、7頁目になりますが、近隣市における「景観重要公共施設」【公園】の取り組みを参考に掲載しております。袖ヶ浦公園の現状写真として、左側にベンチやテラス等があり、右側は、転落防止柵や照明灯、フェンスの写真になります。良好な景観形成のイメージを下記に示しており、ベンチ・四阿(あずまや)について、「木材の素材を生かすなど、落ち着いた低彩度色を基本とする。」、隣の舗装では、「鮮やかな色彩や明るすぎる色彩は避け、園内の自然景観が映える落ち着いた色彩を基本とする。」右の図には、柱や転落防止柵は、「低彩度色を基本とし、園内でできるだけ統一する。」となっております。

また、8頁には、袖ヶ浦公園における規制内容を載せております。「整備に関する事項」としては、照明灯や防護柵の色彩は、ダークブラウン又は、グレーベージュ程度と示されており、「占用等の許可の基準」としては、占用物の色彩基準については、「整備に関する事項」の基準を準用する。と示されております。その他、遊具などの施設や道路標識の表示面等、法令で定めのあるものは、適用除外。木材、石材、土、レンガ、コンクリートなどの自然素材の色は、経年劣化により穏やかな色彩となるため、例外とする。と記載されております。本市での「景観重要公共施設」【道路】に記載する色彩基準としても、まだはっきりとはしませんが、同じような記載で幅を持たせたものになると考えております。

次に、9頁目には、参考例として、「占用等の許可の基準」について、「このような制度もありますよ。」という例を挙げて説明いたします。景観としての取り決めとしては、占用側のベンチやテーブル等の色彩基準をある程度の幅を持たせて、定めていきたいと思っております。(「整備に関する事項」に準ずる色彩基準、自動販

売機の色は景観に配慮したものとする。」など）利便増進誘導区域の指定は、参考例としてのものになりますが、指定することで、ベンチやテーブル等の占用物件が置きやすくなることや、占用許可期間が長くなるなど、店舗の賑わいづくりに対してのメリットがあります。写真上段は、コロナ禍より、パリにおけるカフェテラスが復活との掲載があった写真になります。写真下段は、名古屋市における久屋大通オープンカフェの写真になります。こちらは、令和2年12月の国交省の道路法改正内容説明会資料より抜粋したもので、利便増進誘導区域の指定により道路占用が認められた物件になります。

次に10頁目になります。写真は、富士見通りに既存しているベンチとなります。歩道は現在、無電柱化工事中のため、舗装は、継ぎ剥ぎになっておりますが、将来整備いたします。ここでは、ベンチによる「おもてなし」と商品陳列による「賑わい」として、現状写真を載せております。その他、公共施設のベンチは富士見通りに多数存在しますが、現状のベンチは、ほぼ劣化し、破損しておりますので、とても人が腰を下ろそうとは、思えない状況です。今後の整備については、施設管理者へ維持管理についても伺っていかうと思います。

以上、1つ目の報告、富士見通りを「景観重要公共施設」として、公共側の景観形成へのルールを定め、景観への取組みを市民側へ示すとともに、「市民の方々と公共とで、一緒に景観への取組みをしていきましょう。」と、しっかり伝えられるようにしたいです。繰り返しになりますが、具体的な内容としては、令和6年度に歩道工事が始まる予定なので、来年度中には、施設管理者と景観へのルールを協議し、同意を得て、令和6年度に「景観重要公共施設」として指定する予定です。以上で1つ目の説明を終わらせていただきます。

議長（阿部会長） 報告①について説明いただきました。これに関しましてご意見、ご質問等、いただこうかと思ひます。いかがでしようか。永野委員お願ひします。

永野委員 今の説明について、こういった内容でぜひ「景観重要公共施設」の指定を進めていただきたいと思ひます。質問ですが、「占用等の許可の基準」におけるベンチやテーブル等の色彩基準について、通りを統一するために、どのような色彩を定めていくのでしようか？

舟實係長 店舗などで設置するベンチやテーブルにおいても、富士見通りの統一性を感じられるように、「景観重要公共施設」の色彩に準じていただくように考えております。ただ、店舗の自由度を持たせるため、重要公共施設の色彩基準においては、ある程度の幅を持たせて周辺と調和した色彩にしたいと思ひております。

永野委員 わかりました。ありがとうございます。

議長（阿部会長） 他にいかがでしようか。古田委員お願ひします。

古田委員 富士見通りの片側だけを「利便増進誘導区域」に指定しますと、人流が偏り、片方だけ栄えて、片方は衰退してしまうこととなり、問題となるのではないでしようか。

議長（阿部会長） 事務局いかがでしようか。

舟實係長 富士見通りの歩道幅員は、5.6mと狭く民地と車道に挟まれておりますので、

歩道の両側ではなく、車道側にベンチ等を設け、人流のスペースを確保していきたいと思っております。

兵藤課長 景観重要公共施設は、歩道と車道の両側を指定する方向で考えております。また、地元や沿道事業者の方々としっかりと調整を行い、不利益にならないよう進めて参りたいと考えております。

吉田部長 補足ですが、富士見通りの片側だけを指定するのではなく、両側を指定するように考えております。

古田委員 わかりました。ありがとうございます。

議長（阿部会長） 他にありますでしょうか。高橋委員お願いします。

高橋委員 公共施設の色について、何か決まっているものはありますでしょうか。例えば、学校の外壁の色に決まりなどあった方が良くと思いますが。

議長（阿部会長） 事務局いかがでしょうか。

兵藤課長 現在、決まりはございませんが、公共施設においても地域と調和した色彩が必要と考えておりますので、今後検討して参りたいと思います。

高橋委員 ありがとうございます。

議長（阿部会長） 他にいかがでしょうか。河原林委員お願いします。

河原林委員 木更津駅前など、公共施設としてのベンチの寄付案内をしているケースがありますので、そのような話をされてみてはいかがでしょうか。

舟實係長 ありがとうございます。寄付についてどのようにできるか考えていきたいと思っております。

議長（阿部会長） 他にいかがでしょうか。依田委員お願いします。

依田委員 他の市町村においても、色々な事例がありますので、事例を集めて検討材料にするのも良いと思います。

舟實係長 ありがとうございます。検討して参りたいと思います。

阿部会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

景観において、「図」と「地」という言葉があります。「地」というのは背景となる景観のことで、市街地でいえば道路やまちなみがこれにあたります。一方、「図」というのは前面に浮かび上がってくる景観のことで、今回の富士見通りで言えば人々の賑わいの様子やカフェで楽しむ姿などがこれにあたるかもしれません。こうした図と地を認識して、お互いが良いと思うイメージを共有することで、ひどいものができるようになります。そのためには、地元のサポートが必要であり、密な協議も大事ですので、計画に記載して継承していくことが大事かと思っております。こういったことを踏まえ、指定へ向けて取組んでいかれるようお願いいたします。では、続きまして、報告②「100年後に残したい木更津の景観スポットの作成について」、担当課から説明をお願いします。

担当課（舟實係長） 2つ目の「100年後に残したい木更津市の景観スポットの作成について」の説明をいたします。

資料は、11頁からになります。今年度においては、今までの景観コンクールなどの、良好な景観資源や眺望景観写真投稿以外にも、「今は荒れているが、昔は良

好な景観だったよ」、「整備すればこんな活用もあるよ」など、新たな魅力や発見に繋がるような写真を SNS にて募集する予定です。募集時期については、特に年度で区切らず継続して行い、HP などにも定期的に公表する予定です。集めた写真の活用については、今後の景観マップ作成のほか、公共施設のデザインコードや、各地域別のデザインコードを作成する際のワークショップ資料にて活用し、地域の方々の意見交流の活性化に繋げていきたいと考えております。また、デザインコードについて、簡潔に説明いたしますと、その地域に調和した景観形成のルールを作ることになります。まだ、先の計画になりますが、景観計画におけるデザインコードについては、①景観に配慮した整備の考え方（方針）、②協議等の考え方（協議対象物）、③整備に関する事項について、市内それぞれの地区内における「田園風景」や「干潟の自然景観」、「水辺景観」、「良好な住宅地景観」などに組み入れて、景観形成を定めていくことになり、地区別の景観に関する方向性を示せればと思っておりますので、具体的な定量的表現ではなく、ある程度幅広く自由度を加味できるような定性的な表現で定めていきたいと思っております。こちらについては、現行の景観計画に則り、良好な景観形成を図るように誘導する内容に沿っているものになります。

12 頁目になりますが、今年度行う写真募集の例になります。一番左上の写真が、これまでの景観コンクールなどに投稿された写真になります。その右の「100 年後も残したい景観活動」写真や、景観の概念としての判断は難しいのですが「個性的な看板」や、「地元町内会による集会場の花壇」、また「より身近な景観の取組みとしての個人による花壇」などの写真も併せて募集する予定です。その他、歴史的な魅力として、笹子城跡などの風景も SNS にアップしていきたいと思っております。まずは、市民の皆様が、投稿するきっかけとなるように、職員自らで写真を定期的に投稿し市民の方の目に触れるような機会を増やしていきたいと考えております。以上で、2 つ目の説明を終了いたします。

議長（阿部会長） 報告②について説明いただきました。ご意見、ご質問等、皆様いかがでしょうか。野口委員お願いします。

野口委員 富士見通りは、これからの通りですが、点での景観整備ではなく、面で考えていくことが大事であり、市内トータル的な良好な景観イメージが大事だと思います。今後、市内の全体イメージはどのようにしていくのでしょうか。

議長（阿部会長） 事務局いかがでしょうか。

兵藤課長 景観計画にて、地区別の方針は記載しておりますが、地域住民との協働により、さらに細かな方針で地域別のデザインコードを策定していくことを検討しております。説明させていただいたように、まずは富士見通りでの取組みを参考にし、各地域に波及するようにして参ります。

野口委員 わかりました。ありがとうございます。

議長（阿部会長） 他にございますでしょうか。永野委員お願いします。

永野委員 市内の開発行為が活発であり、風景の移り変わりも激しく感じますので、良い景観が無くなる前に、行政側がリード感をもって対応していかななくてはならないと思いますがいかがでしょうか。

舟實係長 良好な景観をリードできるように、頑張って取組んで参りたいと思います。ご意見ありがとうございます。

議長（阿部会長） 他にいかがでしょうか。河原林委員お願いします。

河原林委員 デザインコードの策定というのは、富士見通りのみのことではなく、市全域のこととして考えているのでしょうか。

兵藤課長 市全域として考えています。

河原林委員 わかりました。ありがとうございます。

議長（阿部会長） 他にいかがでしょうか。依田委員お願いします。

依田委員 SNS への問題のある投稿についての対処はありますでしょうか？

舟實係長 SNS は、インスタを活用する予定です。まずは市民の方の目に触れることが必要なので、職員が小まめに投稿し、コメントも活用し、これなら投稿してみようかなと思えるようにしていきます。問題のある投稿として、大げさに言えば、「こんな景観は駄目だよ」といった写真や、間違って投稿された他市の写真であっても、コメントに書込みをし、どんな写真についても、前向きに捉え、否定しない投稿を考えております。

依田委員 SNS では、個人攻撃など誹謗中傷の件もありますので、そちらの対処はありますでしょうか。

吉田部長 比較的投稿される方は、そのようなことをされることは少ない傾向と思われますが、内容があまりにもひどいものについては、ブロックする、ハッシュタグのつけ方を工夫するなどがあると思いますので、その都度対応していくことを考えております。

依田委員 わかりました。運用の際は、ご注意くださいと思います。

議長（阿部会長） 他にいかがでしょうか。古田委員お願いします。

古田委員 建造物には著作権が発生する場合がありますので、投稿の際などはご注意ください。

兵藤課長 ご意見ありがとうございます。

議長（阿部会長） 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

デザインコードにつなげるためには、街なかの身近なスポットや細部にも着目して投稿していただけるよう目配りしていただきたいと思います。SNS においては、投稿された写真をきちんとストックしておいて、たとえば 100 年後に過去と現在の写真を見比べられるようにしておくなど、ぜひご配慮いただければと思います。また、投稿しやすいように、動画投稿もあると良いのではないのでしょうか。例えば、松林を抜けたら海が視界に飛び込んでくるイメージの場所など、シークエンス景観とも言われますが、人の活動も動きのある景観など知恵を絞っていただきたいと思います。

では、議事の最後になります、報告③「木更津駅みなと口景観形成重点地区における補助金活用の進捗状況について」、担当課から説明をお願いします。

担当課（舟實係長） 3つ目の「木更津駅みなと口景観形成重点地区における補助金活用の進捗状況について」を説明いたします。

13頁からになります。補助金申請があった件数は、今のところ1件になります。場所は、駅から2～300 m離れた富士見通り北側の4F建てのビルになります。外壁塗装をする前と後の写真になります。こちらの建物は、昭和44年に建てられたもので、現在52年経過しておりますので、外壁のクラックや、塗装の劣化、分電盤の錆などが歩行者から見える状況でしたが、外壁塗装後では、写真のとおり、クラック補修され、塗装も鮮やかになり、鮮度が上がったように感じられます。また、見積り工事費が132万円となっており、補助交付としては、「建築物の修繕・模様替え等」の対象行為に該当し、「工事費の半分以上で、上限50万円」の規定により、上限の50万円を交付額としております。この建物の活用としては、2階を自社の事務所とし、3、4階は従業員の宿舍とのことですが、1階部分については、商店街の活性化に繋がるような店舗に貸し出す予定と伺っております。この1階部分においては、内装工事費の補助として、別事業での「空き店舗活用支援事業補助金」も活用しております。現在は、まだこの1件しか申請はありませんが、今後、このような事例を富士見通りの方へ紹介し、他の方も「やってみようかな」と感じられるようにしていきたいと思っております。そのほか、地元商店街や自治会における「気軽に始められる景観づくり」について、活用していただけるよう伺ってみる予定です。

続いて、その他について説明いたします。14頁になります。景観重点地区の施行が6月からのため、5月18日に「重点地区の地元説明会」を再度行った内容になります。委員の皆様へ報告しておりませんでしたので、この場をお借りして説明したいと思います。説明会には、富士見通りの関係者として、商店街組合、自治会、沿道の土地及び建物所有者、テナント関係者への延べ153件分の案内を配布いたしました。当日の出席者においては、商店街組合の方が2名、自治会関係者が7名、沿道の方が12名の計21名の方が説明会に出席しており、約14%の出席率となっております。説明会では、景観重点地区の内容及び補助金について説明をいたしました。関係者の皆様からの意見については、景観への取り組みについての反対意見はなく、ガイドラインに対しての色彩基準の確認や、商店街アーケードの撤去時期について、質問があった程度で、スムーズに説明会が終了いたしました。ただ、個人的に感じたことでは、次世代として富士見通りをけん引する若者の出席が少なかったことが残念に感じられました。良好な景観づくりは、少しずつの取り組みの積み重ねになりますが、景観で行える範囲で少しずつ通りが変化し、にぎわいのきっかけとなればと思っております。

最後に、富士見通りの今後のスケジュールについて、説明いたします。15頁になります。無電柱化の工事は、現在工事中でして、令和6年度末に完了する予定です。歩道については、土木課により来年度に道路設計業務委託を行う予定であり、工事に関しては令和6年度末に着手、令和7年度末の完成を予定しております。景観計画の重要公共施設としては、来年度に関係機関と協議し案を作成し、令和6年度に指定する予定です。また、アーケードの撤去については、令和6年度中を予定しております。委員の方々へは、道路設計の進捗状況に合わせて、景

観審議会を設けて参りますので、よろしくお願いいたします。以上で、3つ目の報告を終わります。

議長（阿部会長） 報告③について説明いただきました。これに関しましてご意見、ご質問等いかがでしょうか。依田委員お願いします。

依田委員 着手後は、全体的に良い色合いになっていますが、建物の附属物の色について、何かアドバイスなどされたのでしょうか？

舟實係長 相談の段階より、分電盤などについて国の指針で推奨している色彩をご提案しておりました。また、まだ確定はしておりませんが、1F 部分について、賑わいづくりに関係するテナントを募集しているため、外照明についても現在相談させていただいている状況です。

依田委員 景観アドバイザーの活用や、小中学生を巻き込んだ景観づくりなどをしてみたい、あの手この手を考えて、良好な景観づくりを実行していくと良いと思います。

舟實係長 ありがとうございます、検討して参ります。

議長（阿部会長） 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回は、今後の景観への前向きな取組みを報告されたので、良かったと思います。また、今後の富士見通りでの歩道整備についても、適宜審議会に報告していただけるとのことですのでよろしくお願いいたします。また、報告内容にある景観形成への取組みについて、前に進めていただければと思います。

それでは以上で、本日の議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しします。

司会（二宮主査） 阿部会長ありがとうございました。また本日は長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、第7回木更津市景観推進審議会を閉会いたします。

第7回木更津市景観推進審議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和4年 // 月 / 8 日

木更津市景観推進審議会

（署名）

河原林 裕